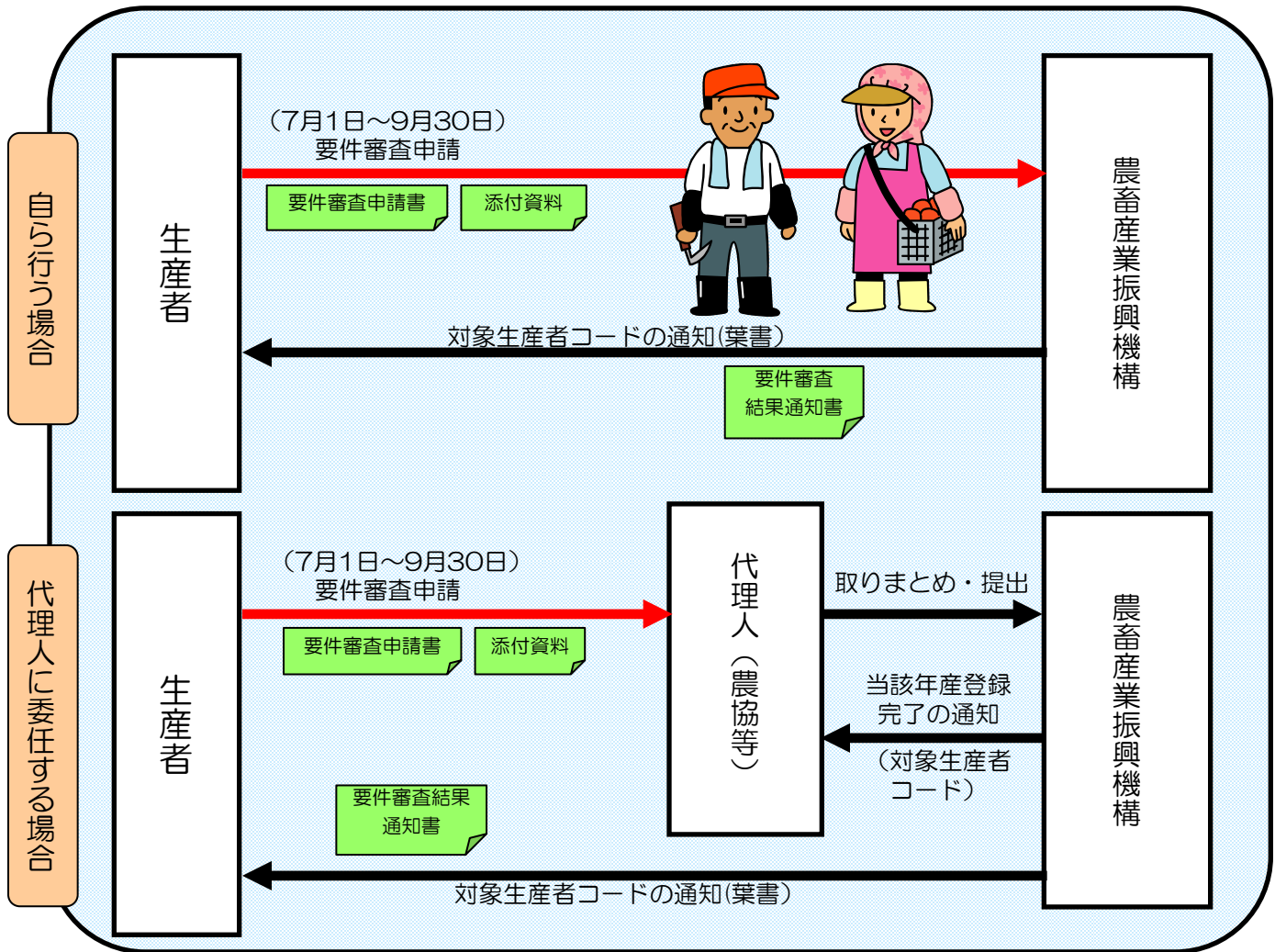


交付金の交付を受けるためには2種類の手続きが必要です

要件審査申請手続き

- 毎年、7月1日から9月30日の間に、農畜産業振興機構に対して要件審査申請を行います。この申請手続きにより、さとうきびの売渡し後に行う交付金交付申請に必要な「対象生産者コード」を取得します。
- 過年度に、すでに「対象生産者コード」をお持ちの方であっても、毎年度、手続きが必要です。（同じコードを引き継ぐことになります。）
- 生産者からの委任により、農協等が代理人となって要件審査申請のとりまとめを行うことができます。



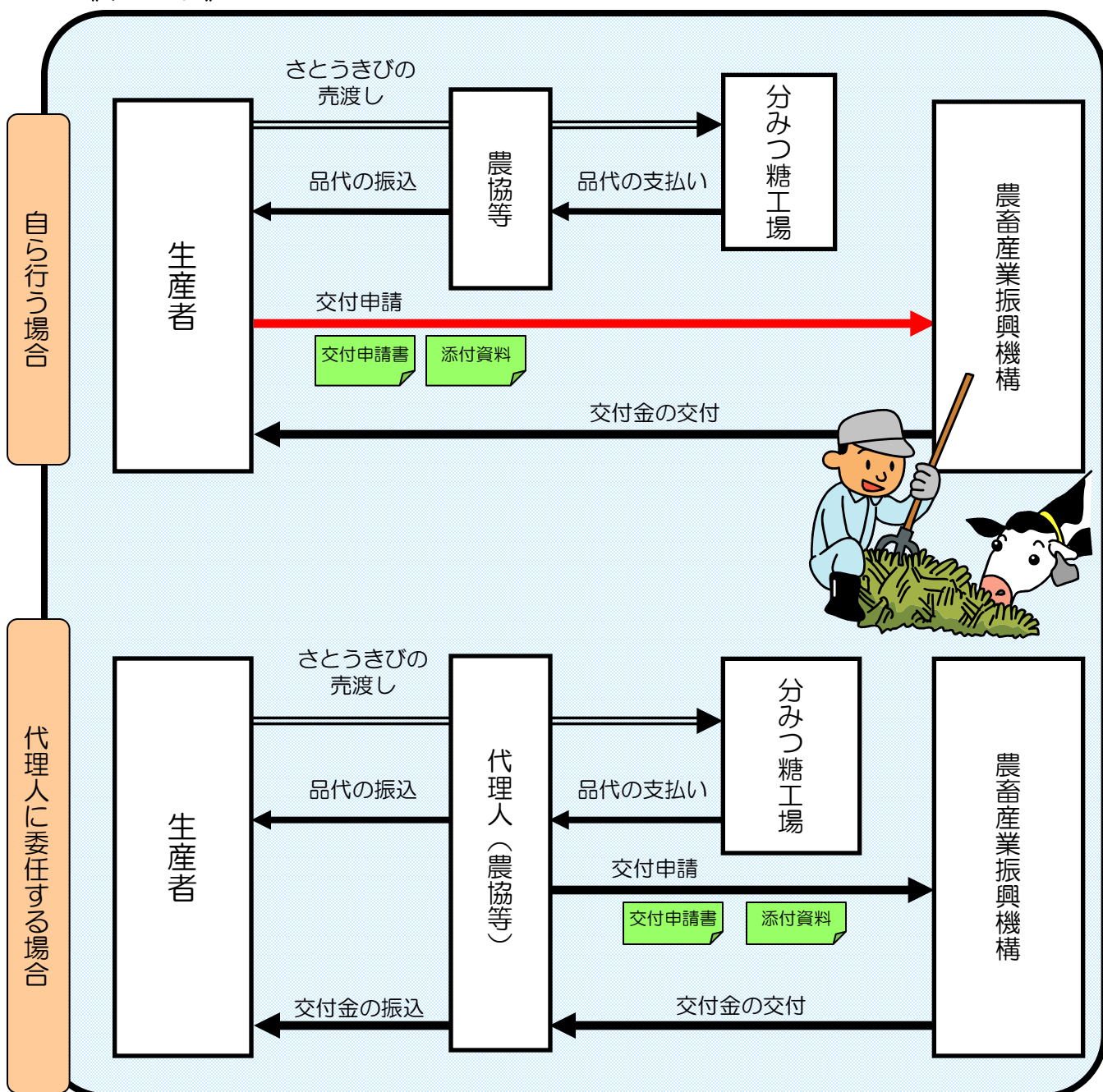
要件審査申請の前に行っておくこと

- 基幹作業を共同利用により行う場合 ⇨ 防除を行う組織は防除計画の作成
- 基幹作業を受委託する場合 ⇨ 作業委託申込又は作業受委託契約の締結（申込書・契約書の保管）

交付金交付申請手続き

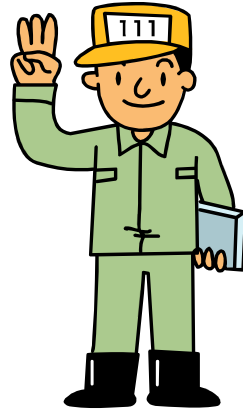
- さとうきびの売渡し後3ヶ月以内に交付金の交付申請を行います。
- 収穫期間中に交付金の交付を受ける場合は、一定期間ごとの売渡し実績に基づき交付申請を行い、概算払請求を行います。機構は、交付金額のうち9割相当額の概算払いを行います。
- 地域におけるさとうきびの売渡し終了後、精算払請求を行い、機構は交付金の対象要件を満たしていることを確認し、残り1割相当額の精算払いを行います。
- 生産者からの委託により、農協等が代理人となって交付申請や交付金の受領などを行うことができます。

《イメージ》

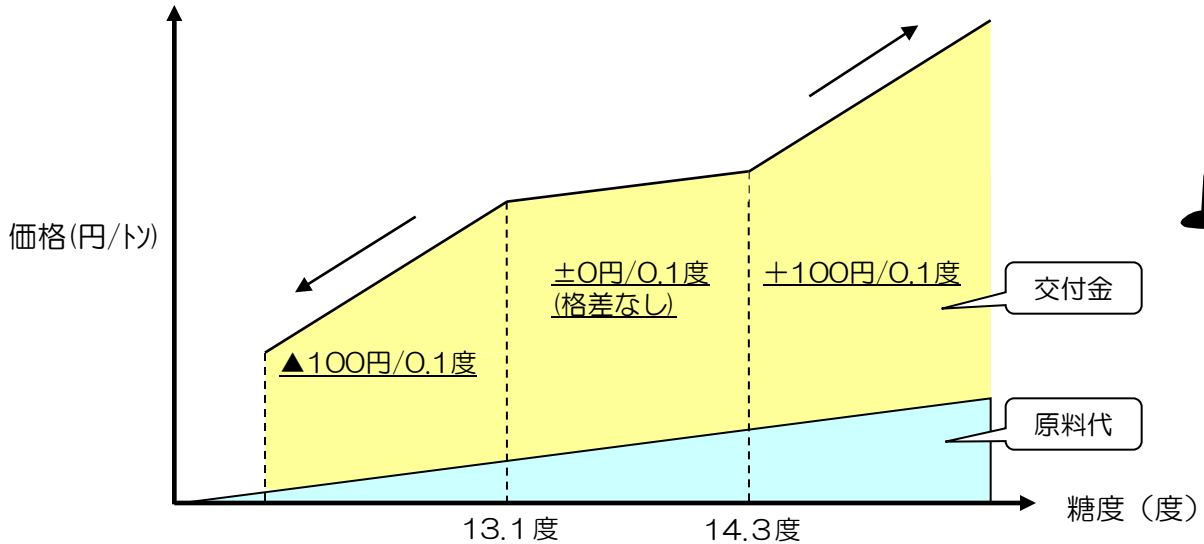


甘味資源作物（さとうきび）における収入イメージ

●甘味資源作物交付金の単価及び品質格差

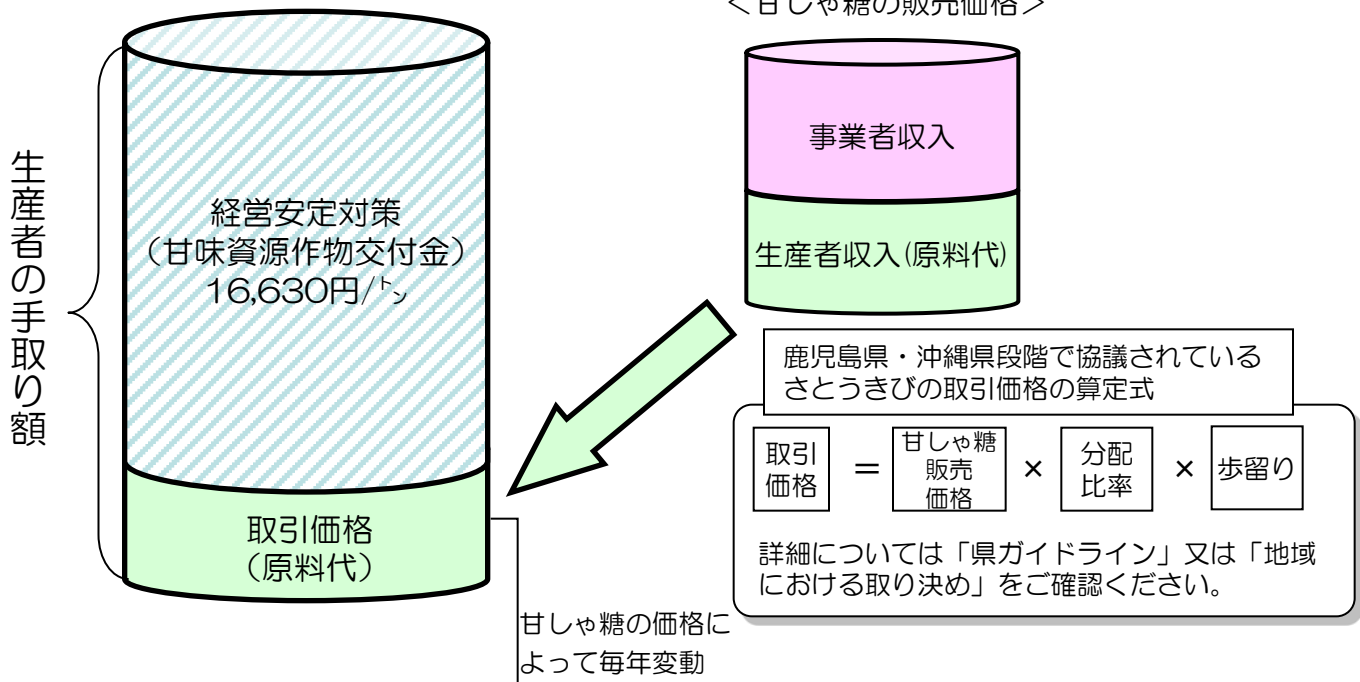


交付金単価は、基準糖度帯（13.1度～14.3度）において16,420円/トンとされ、0.1度上回る又は下回るごとに±100円の品質格差が設定されています。



● さとうきびの収入

さとうきびの糖度が基準糖度帯の場合



お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 特産業務部 特産原料課 TEL 03-3583-8960
 鹿児島事務所 TEL 099-226-4731
 那覇事務所 TEL 098-866-1033